

水産政策審議会資源管理分科会
第139回議事録

水産庁資源管理部漁獲監理官付

水産政策審議会第139回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和7年9月4日（木）14:30～16:38

場 所：農林水産省7階講堂

1 開 会

2 議 事

【協議事項】

- ・分科会長の選任について
- ・分科会長代理の指名について
- ・部会に属すべき委員の指名について

【諮問事項】

諮問第484号 特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和7管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

【協議事項】

- ・かつお・まぐろ漁業における令和8管理年度以降のくろまぐろ（大型魚）のIQ設定基準について

【報告事項】

- ・「WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会・IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）の合同作業部会」及び「WCPFC北小委員会」の結果について
- ・国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○漁獲監理官 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第139回資源管理分科会を開会いたします。

私は、本日の事務局を務めます漁獲監理官の福井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに事務的な御案内をさせていただきます。会場で御参加の皆様におかれましては、御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。また、ウェブ会議で御出席の皆様におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にしてくださいようお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合には画面の左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

それでは、開会に当たりまして水産庁資源管理部長の魚谷より御挨拶申し上げます。

○資源管理部長 委員・特別委員の皆様、こんにちは。水産庁資源管理部長の魚谷でございます。

それでは、水産政策審議会第139回資源管理分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

はじめに、委員及び特別委員の皆様方におかれましては、この度は委員・特別委員への御再任あるいは新たに御就任を頂きまして、さらに、本日は御多忙のところ御参加を頂き誠にありがとうございます。この場を借りまして御礼を申し上げます。

皆様御承知のとおり、水産政策の改革の一環ということで漁業法改正があり、数量管理を基本とする新たな資源管理を進めるということで、TAC管理対象資源の拡大やIQ管理の導入等の取組を行ってきているところでございます。

令和2年12月の新しい漁業法の施行から5年経とうとしているわけですが、現在ではTAC管理対象資源は国際資源を含めて54資源、IQ管理については大臣許可漁業の12漁法・資源で導入をされているという状況でございます。

また、太平洋クロマグロ、世間の注目も高い魚種でございますが、太平洋クロマグロにつきましては、漁業者の皆様資源管理への取組の結果、昨年はWCPFCにおける増枠というのが実現をしております。今後も資源状態に応じた増枠というものが実現できるよう、漁獲制御ルールの策定に向けた議論を進めるとともに、適切な資源管理のため、漁獲あるいは流通に係る管理強化の対応を進めているところでございます。

水産政策審議会の資源管理分科会では、水産資源の適切な保存及び管理に関する施策に

ついでに調査・審議等を行っていただくことになっており、正に今申し上げたような資源管理に関する重要な施策・取組につきまして、今後、御議論をしていただくということになります。本日もかつお・まぐろ漁業におけるくろまぐろ（大型魚）のIQの設定基準や、令和7管理年度のTACの変更等につきまして御審議を頂くこととしておりますが、委員の皆様方におかれましては、幅広い観点から御議論を頂きたいと考えているところでございます。

結びといたしまして、本審議会分科会での委員の皆様からの忌憚のない御意見を賜りますことをお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○漁獲監理官 ありがとうございます。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、10名中9名の方に御出席いただいており定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。特別委員は、ウェブ出席の方を含めまして13名中12名の方に御出席いただいております。

最後に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料ですけれども、まず議事次第がございます。その次に資料一覧がございます。その次に資料1で資源管理分科会委員の事務局案、資源管理分科会特別委員の事務局案になります。次が資料2-1と書いてあるホチキス留めの一固まりになりますけれども、資料の2-1、2-2、2-3につきまして、資源管理分科会くろまぐろ部会の設置等についての資料になります。次が資料の3-1のホチキス留めになりますけれども、すけとうだらオホーツク海南部に関する資料になります。次が資料4になりますけれども、かつお・まぐろ漁業における令和8管理年度以降のくろまぐろ（大型魚）のIQ設定基準についてになります。資料5がWCPFC北小委員会・IATTCの合同作業部会及びWCPFC北小委員会の結果についてになります。資料6が国の留保からの配分等についての資料になります。資料に不備がありましたら事務局の方にお申し出いただきたいと思います。

それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

（報道関係者 退出）

○漁獲監理官 本日は委員改選後初めての分科会となりますので、分科会長が委員の皆様

の互選により選任されるまでの間は、私の方で進行を務めさせていただきます。

それでは、私の方から資料1の委員名簿に沿って委員及び特別委員の皆様方を御紹介させていただきます。会場の委員の皆様におかれましては、着席のままをお願いいたします。

青木健治委員でございます。

伊藤保夫委員でございます。

木村伸吾委員でございます。

高橋麻美委員でございます。

東村玲子委員でございます。

三浦秀樹委員でございます。

藪田洋平委員でございます。

山川卓委員でございます。

渡部完委員でございます。

なお、阿部委員におかれましては、本日御欠席されております。

続きまして、特別委員の方々を御紹介させていただきます。

ウェブで出席いただいている井田博特別委員でございます。

同じくウェブ出席の岩田慎介特別委員でございます。

遠藤愛子特別委員でございます。

加藤尚武特別委員でございます。

釜石隆志特別委員でございます。

川原明子特別委員でございます。

津田祐樹特別委員でございます。

中島均特別委員でございます。

日吉直人特別委員でございます。

笛木大二郎特別委員でございます。

前田若男特別委員でございます。

宮本洋平特別委員でございます。

なお、谷地特別委員におかれましては、本日御欠席されております。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は諮問事項が1件、協議事項が4件、報告事項が2件でございます。協議事項のうち分科会長の選任、分科会長代理の指名、部会に属すべき委員の指名につきましては、議

事の冒頭に協議させていただきます。その後、諮問事項、残りの協議事項、報告事項の順に進めさせていただきます。

本日は資源管理分科会の終了後、企画部会を開催することとしておりますので、16時30分をめぐりに全ての議事を終えたいと考えております。議事進行への御協力をお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、協議事項、分科会長の選任についてに入らせていただきます。

分科会長の選任につきましては、水産政策審議会令第5条第3項の規定により委員の互選によることとされておりますが、いかがいたしましょうか。

三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

先ほど水産政策審議会で会長代理に選ばれて、これまで分科会長を務めてこられました山川卓委員に、引き続きお願いしてはいかがかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

○漁獲監理官 ありがとうございます。

ただいま三浦委員から山川委員を推薦する御発言がございましたが、そのほか御発言はございますでしょうか。

(異議なし)

○漁獲監理官 「異議なし」という声を頂きましたので、山川委員を分科会長に選任することをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、山川委員に御就任いただき、これからの議事進行をお願いしたいと思います。

山川委員、どうぞ分科会長の席に御移動をお願いいたします。

(山川分科会長、分科会長席に移動)

○山川分科会長 御指名によりまして分科会長を仰せつかりました山川でございます。よろしく御協力くださいますようお願いいたします。

分科会長への就任に当たりまして、僭越ではございますけれども、一言御挨拶申し上げたいと思います。

近年、海洋環境が非常に大きく変動してございまして、それに伴って水産資源にもいろいろな影響が出ております。資源量が大きく変動したりとか、魚体サイズ、成長が鈍化し

たりとか、逆に餌が豊富でサンマが今年は結構太っているんじゃないとか、いろいろな変化が生じてきております。そういういろいろな変化が生じている中で、水産資源を持続的かつ有効にいかん利用していくかということについて、非常にこれからの大きな課題になってくるのではないかと考えております。

そういう中におきましてこの資源管理分科会の役割は、ますます大きなものが期待されると考えております。つきましては、皆様の御協力を頂きながら有効な審議に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力くださいますようお願いいたします。

では、座って議事に入らせていただきたいと思います。

まず分科会長代理の指名についてでございますけれども、水産政策審議会令第5条第5項の規定では、分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとされております。つきましては、私の方から木村伸吾委員に分科会長代理をお願いしたいと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、異議がないということで、木村委員に分科会長代理に御就任いただくということでよろしくをお願いいたします。

次に、部会に属すべき委員の指名についてです。

現在、資源管理分科会には、くろまぐろ部会と資源管理手法検討部会の二つの部会が設置されております。委員の改選がありましたので、くろまぐろ部会及び資源管理手法検討部会の委員の指名について、事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

右肩に資料2-1とある資料を用意いたします。先ほど分科会長からお話がありましたとおり、現在、資源管理分科会にはくろまぐろ部会と資源管理手法検討部会が設置されております。今般の委員及び特別委員の改選に伴い、これら部会の構成員について分科会長に指名いただくこととなります。それぞれの部会について設置の趣旨と改選前の構成員について事務局の方から説明いたします。

資料1 ページを御覧ください。くろまぐろ部会は、漁業法に基づくくろまぐろのTACの配分方法に関し調査審議することを目的として設置された部会です。昨年度増枠を踏まえました令和7管理年度の国内配分は、この部会で議論し取りまとめていただきました

「配分の考え方」に基づいて行われているものであります。

3 ページに移ります。改選前の構成員名簿です。右、備考に「改選」とあります齋藤徹夫委員が、今般の改選に伴って退任されました。

続けて、資源管理手法検討部会の説明に移ります。5 ページをお願いいたします。設置の趣旨です。資源管理手法検討部会は、漁業法に基づく資源管理の円滑な実施に関し調査審議することを目的として設置されました。具体的には、TAC管理対象の候補資源につきましてステークホルダー会合を開催する前に、この部会において資源評価結果や水産庁が検討している内容を報告させていただいた後、委員又は参加者の方からの資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場などの意見を踏まえて、論点や意見が整理されているところです。

7 ページに移ります。改選前の構成員の名簿です。木村委員、東村委員、山川委員とも今般の改選に伴い退任された方はいらっしゃいません。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

続いて委員の指名に入ります。水産政策審議会令第6条第2項では、部会に所属すべき委員及び特別委員は分科会長が指名するとされておりますので、私から指名したいと思えます。

まず、くろまぐろ部会につきましては、私と青木委員、木村委員、東村委員、三浦委員、日吉特別委員を改めて指名いたしまして、加えて新任となる藪田委員、笛木特別委員を指名することとしたいと考えてございます。

次に、資源管理手法検討部会については、私と木村委員、東村委員を改めて指名することとしたいと考えております。

このことについて何か御質問、御意見等がございましたら発言をよろしく願います。

特にございませんでしたら、二つの部会の委員及び特別委員の指名については、申し上げた方々に決定するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、そのようにさせていただいて、それぞれ指名した委員及び特別委員で両部会を運営していきたいと思えますので、よろしく願います。

それでは、これより諮問事項に移ります。

諮問第484号につきまして、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料につきましては、3-1と右肩にありますものの準備をお願いいたします。

1 ページ目、諮問文につきましては資料3-1に示したとおりですので、読み上げは省略をさせていただきます。内容は、TAC資源であるすけとうだらオホーツク海南部に関する令和7管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更です。

内容の説明に入ります。5 ページを開いていただけますでしょうか。今回、改選後初めての資源管理分科会ということで、私の方から資源管理の基礎のところから説明させていただきます。

まず、TACは、MSYを実現する資源水準の値を目標とした上で、資源量の水準に応じて目標を実現するために必要な漁獲の強さを決定するルール、これは漁獲シナリオと申します。この漁獲シナリオとその年の資源量の予測値から導かれるABC、日本語で申しますと生物学的許容漁獲量の範囲で定めています。

一方で、いろいろな水産資源がございまして、その資源を構成する水産動植物の特性又は資源評価の精度に照らして、MSYを実現する資源水準の値を定めることはできない水産資源が存在します。そのような資源について、漁業法は、資源水準を推定した上で維持し又は回復させるべき目標となる値を定めるものとしており、TACの設定については、資源管理基本方針に基づきABCに抛らない考え方を採用してございます。

今日お諮りするすけとうだらオホーツク海南部は、主要分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難だということで、水産機構はMSYを実現する資源水準の値を定めることができないとしております。このため、この資源については、MSYを実現する資源水準の値以外の値を目標としまして、TACの設定に当たりましては、5 ページに戻りますが、資料1の(1)に記載のとおり、「資源状態が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮する」としてございます。

今般、令和7管理年度につきまして、現時点の漁獲の実績と過去の漁獲の実績に基づき算定した総漁獲量の予測値が、参考1に示すとおり約7万2,000トンとなり、「近年の最大漁獲量」を考慮した変更前のTACを上回ることが判明しました。このため、「近年の最大漁獲量」の数値を更新しTACを変更することとしました。変更後のTACの案は、1の(2)に記載のとおり5万8,000トンから7万2,000トンになります。

6 ページに移ります。T A C の変更に伴いまして、大臣管理漁獲可能量が資源管理基本方針別紙 2 に基づき変更となります。変更後の数量の案は 7 ページに示したとおりとなります。

事務局からの説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

川原特別委員。

○川原特別委員 御説明ありがとうございました。大洋エーアンドエフの川原と申します。

このすけとうだらオホーツク海南部についてはあまり詳しくないので、確認のために教えていただきたいのですが、この変更後の 7 万 2,000 トンを出すに当たり、計算が参考 1 のところで (1)、(2)、(3) とございますが、(3) の 8 月から翌 3 月、過去の操業状況を基に漁獲量を推定しまして 2 万 4,769 トンと出されているようなんですけれども、これは例えばこの下にある 4 年のその時期の平均値を取られているとか、そういった理解でよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 川原特別委員、質問ありがとうございます。その理解で問題ございません。過去の操業の実態に基づいて漁獲量を出したということでございます。

○川原特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 日吉特別委員。

○日吉特別委員 質問なんですけれども、すけとうだらについては M S Y の基準じゃないとおっしゃったと思うんですけれども、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○資源管理推進室長 日吉特別委員、ありがとうございました。

資源管理というのは目標達成を目指して取り組むものであり、その目標は M S Y を実現する資源水準の値となります。ただし、水産資源によっては、M S Y を実現する資源水準の値が算定できないもの、これは資源評価の精度や、データの蓄積不足などが原因でして、すけとうだらオホーツク海南部は、正にそれに該当するため M S Y 水準以外の目標としています。

ちなみに、同じすけとうだらであっても日本海北部の系群や太平洋の系群については、資源評価の精度の向上やデータの蓄積を重ねて M S Y を実現する資源水準の値を出して、それを目標として A B C を出し T A C を定めています。

○山川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 水産庁の御配慮ありがとうございます。また北海道でございます。

このオホーツクに関しましては、ロシアのまたがり資源ということで資源評価がなかなかできない地域でございます。最近、水温の関係なのか北寄りに魚が寄っていつている、このスケトウダラの系統が日本海でも見えるんですよ。西サハリンも東サハリンもかなりの量が魚が増えて北に寄っているというような状況下もあります。そういうこともありますので、今後ともこの資源に関しましてはちょっと流動的な面もございますけれども、長い目で見ていただいた資源評価をしていただきたいというふうに思っております。これによって加工場もある程度潤うというようなこともございますので、是非とも御参考の方をよろしく願いいたしたいと思えます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

では、赤塚室長から補足説明があるということですか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

先ほど川原特別委員の質問に対して、過去の漁獲実績に基づいて出していますと説明したところですが、事務局の方から、過去10年の最大の実績に基づいて出しているという情報が入りましたので、報告させていただきます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々もよろしいですか。

では、特に追加でございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、本日の水産政策審議会第139回資源管理分科会において諮問のありました諮問第484号について、答申書を読み上げます。

答 申 書

7 水 審 第 13 号

令和7年9月4日

農林水産大臣 小泉 進次郎 殿

水産政策審議会

会 長 佐々木 貴文

令和7年9月4日に開催された水産政策審議会第139回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

「記」以下の文言につきましては、諮問事項と同一ですので読み上げは省略させていただきます。

この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しします。

(分科会長から資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 それでは、残る協議事項に入ります。事務局から説明をよろしくお願いたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の鈴木でございます。私からかつお・まぐろ漁業における令和8管理年度以降のくろまぐろ（大型魚）のIQ設定基準について御説明いたします。お手元に資料4を御用意ください。

かつお・まぐろ漁業につきましては、令和4（2022）管理年度から、くろまぐろ（30キロ以上）の大型魚を対象として船舶ごとに採捕することができる数量を割り当てることによる管理、いわゆるIQ管理を行っております。今回、初めて御参加される委員の方もおられますので、中身の御説明に入る前に、少しIQ設定の仕組みについて御説明させていただきます。

2ページをお開きください。

ここにIQの設定に関する概念図を記載しております。この図は、本日、協議いただきますかつお・まぐろ漁業において運用されている内容をベースとして記載したものでございます。

さて、このIQに関しまして、漁業者に設定されるものには、この真ん中の上の辺りに

青の囲みで書いてございますけれども、「3 漁獲割当割合の設定」と書いてございますが、このところの「漁獲割当割合」というものと、もう一つ、この一番右側の下の青の囲みで記載されていますけれども、「年次漁獲割当量の設定」と書いてございます、この「年次漁獲割当量」というもの、この二つがございます。

まず、この漁獲割当割合ですけれども、これはI Qの根本になる部分でございまして、パーセンテージで示されます。この漁獲割当割合の決定方法について御説明しますと、この左上の円グラフを御覧ください。全体を100%としたうち、この均等割部分、少し色が付いている部分ですね、赤色の、このグラフの例で言いますと、この30%のところですが、この円グラフの右側の記載の①のとおり、この30%分を申請した隻数の全数で割ったもの、この場合、結果が3%になるわけですが、これが均等割によって設定される漁獲割当割合になります。

次に、この円グラフの②の部分、実績割分の算出方法でございまして、このグラフでは70%の部分、青色の部分でございまして、円グラフの右側の②で記載するとおり、漁獲実績を勘案する基準期間における申請者の漁獲実績のシェア、この場合、漁船Aの漁獲実績100トンと申請者全体の漁獲実績、合計700トンですけれども、その値で割った値をこの70%に掛け算したものが実績割部分となります。この場合、結果としてここに記載のとおり10%が実績割により設定される漁獲割当割合になります。最終的に、この①と②を合計した13%がこの漁船Aの漁獲割当割合となります。

次に、この右下の部分の「年次漁獲割当量」がどのように設定されるか御説明します。

一番下の左側の円グラフ、これは仮にある年において日本全体で3,000トンのT A C、（漁獲可能量）が設定されたときに、そのうちの、右の円グラフのように該当する大臣管理区分の漁業種類に仮に900トン配分されたとします。ここで、上で得られました漁獲割当割合13%を、この900トンに掛け算することでこの漁船Aが1年間に漁獲してもよい年次漁獲割当量が、この場合ですと117トンになりますが、これが計算されることとなります。

この漁獲割当割合につきましては、申請する際に希望する漁獲割当割合をパーセントとして記載するんですけれども、この申請する者全員の希望する合計値が100%以下の場合には、各申請者が申請したパーセンテージがそのまま設定されることとなります。

以上がI Q管理となります漁獲割当割合と年次漁獲割当量の設定の大まかな仕組みでございまして。

次に4ページを御覧ください。

かつお・まぐろ漁業とこの場合申し上げますのは、この表の一番上の漁業の種類のところを書いてございますけれども、かつお・まぐろ漁業のうち150トン未満の漁船により浮きはえ縄を使用して行うものとし、ここで言う「かつお・まぐろ漁業」はあくまでもこの定義ですので、この点御留意ください。

この設定基準ですが、過去二つの有効期間、合計4管理年度にわたってIQを実施、運用してきております。この両期間を通じまして、どちらも先ほど御説明しました漁獲割当割合の有効期間は2年間、均等割と実績割の配分比率は30%と70%となっております。

この二つの管理期間の異なる点は、下から2行目の実績割を算出する際に用いる漁獲実績の基準期間において、令和4から5管理年度におきましては、平成30から令和2年の3年間を漁獲実績として使用してきましたが、現行は令和2年から令和4年の3年間のうち自主的IQが実施された令和3年を除く2年間を漁獲実績として使用しております。

現行の漁獲割当割合の有効期間はこの令和7管理年度までですので、すなわち、今年の年末までとなっていて、来年1月からの開始となります令和8管理年度以降の漁獲割当割合の設定基準につきまして、本年中にしかるべき検討を引き続き行う必要がございます。

5ページを御覧ください。

次に、この4年間のIQ管理下での実績がどのようなものであったか、具体的な数値にて御説明いたします。

かつお・まぐろ漁業IQ管理区分における各船の配分量の合計値、IQ設定隻数、1隻当たりの平均割当量、漁獲実績、消化率の推移がこの表のとおりでございます。特に令和7管理年度の1隻当たりの平均の割当量につきましては、WCPFCでの増枠も受けまして約5トンとなっております。

一番右側の縦の列の令和7管理年度の漁獲実績及び消化率につきましては、今年の7月末の時点の情報になりますが、既に昨年以前の漁獲実績を超えている状況でございます。

続いて、各管理年度のIQの実施状況について御説明いたします。

6ページから8ページにかけて令和4から6管理年度までのIQの実施状況を示しておりますが、いずれの年もおおむね同様の傾向で示していると考えられますので、6ページを用いて御説明いたします。

漁獲実績は700トン台前半でございまして、割当量の消化率はいずれの年も95%を超え

ています。I Qを超過した船もございましたが、全体としては左下の棒グラフのとおり、各船がI Qに基づき漁獲を行った結果、1月から12月まで通年で水揚げが見られ、全体の漁獲量はこの管理区分での配分量内に収まっております。

また、右下の円グラフは各船の消化率別隻数等割合を示したものでございまして、緑色の部分と赤色の部分を合わせた全体の70%以上がI Qを90%以上消化する一方で、オレンジの部分、すなわち漁獲実績が全くない船が令和4管理年度には17%存在しております。年次漁獲割当量につきましては、大臣の認可を受けて他の船に移転することができます。この移転に関しまして、前回の分科会で令和6管理年度に約40隻の船舶において年次割当量の移転があったと私の方で御説明しましたが、正しくは68隻でございました。この場をお借りして訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

次に、令和8管理年度（2026管理年度）以降の設定基準について御説明いたします。9ページを御覧ください。

漁獲割当割合の設定につきましては、あらかじめ漁獲割当割合の設定基準を定め、当該基準に基づいて行うということとされていまして、この基準を定める際の勘案事項がこの9ページの一番下の点線囲みのところに書いてございますとおり、漁業法及び同法施行規則で定められております。

令和8管理年度以降の漁獲割当割合の設定に向けまして、今後、本分科会において御審議をお願いしたい事項がこの真ん中に記載しています（1）から（3）となりますが、これらの項目につきましては、後ほど論点ごとに御説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

次に、10ページを御覧ください。

こちらはI Q設定基準決定までのスケジュールでございまして、まず今年の6月9日の分科会でこの資料も説明させていただいているものでございます。

2番目のボックスの、6月から7月のボックスに記載していますとおり、今年の6月から7月にかけて、関係団体を通じて漁業者に対しましてI Q設定基準に関するアンケート調査を実施しました。

本日の分科会の内容はこの3番目の9から11月のボックスのところですが、赤字で記載しましたとおり、「アンケート調査結果の報告」と「設定基準案についての審議」となります。本日の皆様からの御意見などを踏まえまして、次回以降の分科会において具体的な案について示させていただきたいと考えています。答申を頂きましたら12月15日ま

で令和 8 管理年度以降の漁獲割当割合、そして、その当該割当割合に基づいて設定されます初年度、すなわち令和 8 管理年度の年次漁獲割当量を設定することとしております。

次に、アンケート結果について御説明いたします。12ページをお開きください。

今年の 6 月から 7 月に（一社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会、略して近かつ協と呼称いたします、と（一社）全日本まぐろはえ縄振興協会、略して全日協と呼称いたします、この 2 団体を通じてアンケート調査を実施いたしました。

アンケートの項目はここに記載の 4 点でございます、時間の関係上、項目ごとに要点のみ御説明させていただきます。両団体のアンケートの回答全体につきましては 26 ページ以降に別添資料として、提出されたものの写しを全て添付しておりますので、詳細はそちらも併せて御確認ください。

13 ページをお願いします。

アンケート結果の概要でございます。まず（1）設定に用いる漁獲実績についてでございます。

近かつ協からは令和 4 年から令和 6 年の 3 年間、全日協からは二つの意見がございまして、一つは令和 6 管理年度以降の漁獲実績について、令和 3 管理年度の漁獲実績も勘案した割当割合に換算し、想定、みなし漁獲量を採用すること、二つ目は、当面 I Q を停止し、総量管理の下で漁獲実績を収集し、3 年程度経過後に I Q をやり直すというものでございます。

次に、（2）漁獲割当割合の有効期間について、近かつ協からは、令和 8 年から令和 9 年の 2 年間、全日協からは、令和 8 年から令和 12 年の 5 年間のうち前半 3 年を総量管理、後半 2 年を I Q 管理とするとの御意見がございました。

14 ページをお願いします。

（3）配分の在り方についてでございます。近かつ協からは、均等割 40%、実績割 60%、全日協からは、均等割は全体の 1 割以下に縮小ないし廃止すること、全体の 1 割程度をオリンピック枠、すなわち総量管理枠として過去漁獲実績がない者に利用させることで新規参入に門戸を開くこと、との意見がございました。

最後に、その他の意見としまして、近かつ協からは、格差是正のため一旦総量管理に戻し、漁獲実績を作った上で改めて I Q 管理に戻すこと、全日協からは、漁業種類別の配分・遊漁の取扱いの見直し、放流実態調査の国による実施をはじめとしまして、国の留保枠の有償利用の検討、単価の高い漁業の優先配分などの御意見を頂きました。

アンケート調査の結果は以上となります。

次に、設定基準の検討に移りたいと思います。

16ページをお願いします。

まず、設定基準の見直しに当たりまして、I Q管理に関する国としての基本的な考え方を御説明いたします。

最初の一つ目の白丸でございますが、漁業法では漁獲可能量による資源管理を基本とし、かつ漁獲量の管理は船舶等ごとに漁獲可能量の範囲内で数量を割り当てることにより行うことを基本とすると明記されております。

二つ目の丸でございますが、漁業法に基づいて国が策定する資源管理基本方針においては更に具体的な記載がございまして、ここでは総量管理方式では先取り競争による過剰な漁獲及び漁業時期の著しい短期化による経営の不安定化を招くおそれがあるとして、計画的な漁獲による漁業経営の改善等に資するI Q管理を基本とすると規定されております。

さらに、三つ目の丸でございますが、資源管理を推進する上での目標と具体的な工程を示した資源管理の推進に係るロードマップにおきまして、I Q管理の導入・推進、また、それによる漁業経営の安定化等を目標として掲げております。

17ページをお願いします。

次に、前回の設定基準の見直し時、すなわち令和5年になりますが、そのときの資源管理分科会においてどのような御意見や水産庁からの説明があったかについて確認しておきたいと思います。

前回の見直し時、委員の方からは様々な御意見はございましたが、例えばですが、一つ目の白丸の一つ目の黒ポツの記載のとおり、水産庁が一回方向性を示した数字があるのであればそれを変える必要はない、との御意見や、二つ目の黒ポツのとおり、2年目に見直しが行われるのであれば、これは正に今年のことなんですけれども、今年の時点で過去3年間漁獲実績がない漁船については、割当割合をゼロにすべき、との御意見がございました。

こうした委員からの御意見も踏まえまして、二つ目の丸に記載のとおり、水産庁は令和5年のときの資源管理分科会において、次のような説明をしております。

漁獲実績を重視した漁獲割当割合の設定基準にシフトしていくべきとの方向性は堅持するものの、現時点においてはI Q管理が定着していく過渡期的状況にあることなどから現行の実績割70%、均等割30%を維持すること、もう一つは、次回の漁獲割当割合の設定の

際に I Q 管理下の 3 年間の漁獲実態、漁獲実績を確認した上で設定を受けた I Q を利用しない船舶に対する配分の在り方も含め設定基準の見直しを行う旨、説明しております。

次、18 ページをお願いします。

次に、今回の見直しに当たって前回設定時、令和 5 年のことですがけれども、そのとき以降、どのような状況変化があったかについて確認しておきたいと思います。

大きくはこの丸で記載した四つが挙げられます。

一つ目の丸ですが、5 ページで御説明しましたとおり、昨年増枠が実現したこともあり、かつお・まぐろ漁業の I Q 管理区分への割当量、漁獲量が増加している、というものでございます。

二つ目は、後ほどまた御説明いたしますが、近海まぐろはえ縄漁業における 1 航海当たりの平均漁獲量は増加傾向にある、というものでございます。

三つ目は、6 ページから 8 ページで御説明しましたとおり、3 年間を通じて主たる漁獲時期等の漁業実態に大きな変化は見られていないというものでございます。

四つ目は、同じく 6 ページから 8 ページで御紹介しましたとおり、割当てを受けていながら複数年連続してくろまぐろを漁獲していない船が複数隻存在している、というものでございます。

以上、御説明しました国の基本的な考え方に基つきつつ、その後の状況変化と今回のアンケート結果も踏まえ、設定基準の見直しについて必要な検討を行っていきたいと考えております。

次の 19 ページをお願いします。

ここから、具体的に主要な論点ごとに勘案すべき事項とそれを踏まえての検討案について御説明いたします。

一つ目の論点、総量管理に戻すべき旨の意見について、でございます。これはアンケート結果のところでも御紹介しました両団体から一旦総量管理に戻すべきとの意見に関するものでございます。

この点に関しましては、勘案事項の（1）から（3）に記載していますとおり、一つ目、（1）I Q 管理を基本とする漁業法の規定に変更はないこと、（2）くろまぐろ以外の資源も含め、I Q 管理の導入が進展していること、（3）昨年の増枠の際にくろまぐろ部会が取りまとめました「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」におきまして、大臣管理区分間での配分は漁獲割当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行うこととされて

おり、かつお・まぐろ漁業の I Q 管理区分にはこれに基づいて調整された配分が行われているといったこと、を考慮しますと、この検討案に記載していますとおり、総量管理に戻すべき理由はないと考えております。

したがいまして、以降の論点は今後も I Q 管理を進めていくとの前提で御説明したいと思っております。

20ページをお願いします。

次の論点は、17ページのところでも触れましたが、漁獲実績がない船舶の取扱いについてでございます。

本件につきましては、勘案事項の一つ目の丸に記載のとおり、令和5年の分科会において委員からの御意見も踏まえまして、水産庁から、今回の設定の際、I Q 管理下の3年間の実態を確認した上で設定基準の見直しを行う旨、説明したところでございます。

実際にこの3年間の状況を見てみますと、二つ目の丸のとおり、割当てを受けていながら実際には漁獲実績がない船舶が毎年一定数、各年13から17%の漁船ですが、こういったものが存在しておりました。

こうした経緯及び状況を踏まえまして、検討案に記載のとおり、過去3年間、令和4から6年、くろまぐろの漁獲実績がない船に設定する漁獲割合につきましては、均等割をゼロ%としてはどうかと考えております。

実際にこの3年間割当てを受けながら漁獲実績がない船の隻数は、この20ページの一番下の大きな括弧に記載しております。特に3年間連続して一度も漁獲がなかった船は9隻でございます。これらの船につきましては、令和8年以降を対象とした I Q 設定については、均等割はゼロ%となり、実績割は設定する勘案期間次第ではございますが、同じく過去3年間としますと当然漁獲実績がないため、実績割もゼロ%となり、結果、漁獲割当割合はゼロ%、年次漁獲割当量はゼロトンとして設定されることとなります。

なお、この場合であっても、※印に記載していますけれども、ほかの船などから割当量の移転を受けることでくろまぐろを漁獲することは可能でございます。

21ページを御覧ください。

ここからは具体的にどのようなルールで I Q を配分するかの検討になります。冒頭で令和4年に I Q 管理を開始した当初から現在まで均等割と実績割が30% : 70%となっている旨、御説明しました。今回、この比率を検討するに当たり、これまで均等割というのが導入されてきた理由について御説明いたします。

具体的な理由は、一つ目の丸の1から3の3点でございます。一つ目は、既存の近海まぐろはえ縄漁業者であって、これまではくろまぐろ狙いの操業をしてこなかった方がI Q管理の機会を捉えてそうした操業、くろまぐろ操業を開始することがあり得るということ想定したものであること。

二つ目は、I Q管理開始前の総量管理の期間において、漁期途中でT A Cの上限近くに達し、採捕停止命令が発動されたことなどにより、くろまぐろ操業の機会に制約を受けた業者を想定したものでございます。

三つ目は、くろまぐろ以外の魚種を対象とした操業でもくろまぐろが混獲される可能性を想定したものでございます。

以上のうち、とりわけ、くろまぐろ資源が増大する中で、混獲発生の可能性も大きくなっていると考えられますことなどから、令和8管理年度以降の基準においても一定の均等割は設ける必要があるものと考えております。

22ページをお願いします。

この均等割の数値をどうするかという検討をするに当たり、従来、1隻が1航海で漁獲するくろまぐろの平均漁獲量を目安としてきました。具体的には、一つ目の丸に記載のとおり、現行の均等割30%という数字は、想定されるかつお・まぐろ漁業区分への配分数量や申請隻数に基づき均等割により配分される年次漁獲割当量を1隻が1航海で漁獲するくろまぐろの平均漁獲量をカバーできる割合として設定しておりました。

令和4年のときの平均値は0.6トンでございます。これは当時の均等割の30%に相当いたします。令和8管理年度以降の設定に当たって、先ほど御説明いたしました一定程度の均等割は設けるべきと考えております。その観点から、現状、これは令和6年を見ても、二つ目の丸の記載のとおり、1航海当たりの平均漁獲量は約1トンでございます。これを令和7管理年度におけるかつお・まぐろ漁業のI Q管理区分への配分量に基づいて試算しますと相当する均等割は20%となります。

また、三つ目の丸及びこの真ん中の棒グラフのとおり、1航海当たりの平均漁獲量は近年増加傾向にございます。この下の表は、均等割の割合を10から40まで10%ずつ変えていった場合に、均等割により算出される年次漁獲割当量がどの程度になるか、令和7年と同じ条件で試算した場合の結果の比較表になります。

この3年間の趨勢から、今後も資源の回復に伴って1航海当たりの平均漁獲量が増加していく可能性も考慮しますと、令和8年以降、1航海当たりの平均漁獲量が令和6年の約

1トンよりも更に多くなっていくことが考えられます。

この後、御説明しますが、今回設定する漁獲割合割当の有効期間について、水産庁として5年間に延ばすこととしてはどうかと考えておりますが、いずれにしても現行の2年間よりも長い複数年にわたって漁獲割合割当を用い続けるという前提で考えますと、例えば、均等割により1.5トン配分することとなる30%を均等割とする、ということも不合理ではないのではないかと考えております。

つきましては、均等割と実績割の比率は、現状の1航海当たり平均漁獲量で見た場合の20%：80%、又は、今後の1航海当たり平均漁獲量の増加の見込みも考慮した30%：70%のいずれかとしてはどうかと考えております。

次、23ページを御覧ください。

次の論点は、実績割を設定する際に用いる漁獲実績についてでございます。勘案事項の一つ目の丸のとおり、近年の状況を可能な限り反映させるため、利用する漁獲実績は直近のものが望ましいと考えております。

一方で、二つ目の丸のとおり、令和7管理年度は今年12月末までですので、今回の設定に用いることはできません。加えて、三つ目の丸のとおり、直近の3年間、令和4から6管理年度はいずれもIQ実施期間中でありまして、この間、操業実態等に特異な状況は見られておりません。

以上を踏まえますと、検討案に記載のとおり、令和4から6管理年度の3年間の漁獲実績を用いるのがよいのではないかと考えております。

次、24ページを御覧ください。

最後の論点は、漁獲割合割当の有効期間でございます。

IQ管理の導入に当たりまして、これまでは過去2回、2年間の有効期間を採用してきましたが、勘案事項の一つ目の丸のとおり、漁業法及び施行規則では、有効期間は原則5年とされ、資源の特性や採捕の実態を勘案し、1年を下回らない範囲で短縮可能となっております。

現行の有効期間を2年間、令和6から7管理年度とした理由の一つは、二つ目のこの丸の記載のとおり、次のIQ設定基準について、実績に使用する期間を直近3年間とした場合に、当該期間を全てIQ管理下にしようとしたためでございます。

三つ目の丸でございますけれども、IQ管理の導入後4年が経過し、関係者に定着しつつあることも踏まえますと、有効期間を長くすることで漁業経営の計画も立てやすくなる

ものと考えられます。

つきましては、検討案のとおり、有効期間は令和8年から令和12年の5年間としてはどうかと考えております。

次の25ページは、参考までに関連する漁業法等の条文の抜粋を添付しております。

その次の26ページは、近かつ協から提出されたアンケートの回答の写しでございまして、その次の27から35ページまでは全日協から提出されましたアンケートの回答の全部の写しとなりますので、併せて御確認ください。

以上、本日は設定基準の検討案を初めてお示しさせていただきました。各論点について、委員の皆さんからの御意見、御議論を踏まえまして、資源管理基本方針の改正作業につなげていき、次回以降の分科会で正式な諮問をさせていただきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

この件については本日決定するというのではなくて、本日はただいま御説明していただいた案に御意見を頂いたうえで、次回以降決定していくということになるわけですが、ただいまご説明いただいた論点1から論点5の検討案について、御意見等よろしく願います。

津田特別委員。

○津田特別委員 説明ありがとうございます。

これ、論点たくさんあるんですけども、何か論点1についてまずは、みたいな話じゃなくて全部言っちゃっていいですか。どっちがいいですかね。

○山川分科会長 全部をお願いします。

○津田特別委員 全部言っちゃっていいですか。では、手短かに話します。

まず、論点(1)の総量管理に戻すべき理由はないと考えるというのは、ここは僕も賛成だと思っていた、というのも、これまで4年間やってきたのをもう一回ゼロに戻すとなると、恐らく本当に沿岸漁業者とかからも「何だよ、この4年間」みたいなのは必ず意見が出てくると思うので、やっぱり、ここはしっかりこの4年間やってきたものを踏襲するという方がいいんじゃないかなというのが論点1です。

2に関しては、2のところ、漁獲実績がない、これ、3年間ずっとゼロだったということは、これはゼロでいいんじゃないかなというふうに、これは素直に思いました。

三つ目の均等割と実績割の比率、これ、ちょっと後にさせていただきます。先に4の方なんですけれども、利用可能な直近3年間というの、これは妥当かなというふうに思いました。

5の有効期間は5年間というのは、これはちょっと議論の余地あるかなと思ったんですよ。というのも、昨今の海洋環境の変化というのが物すごく速いということで、5年後の状況を読める状態じゃない、1年後もよく分からないような状況の中で、5年間1回決めてしまったことでずっと走ることがいい方に転ぶのか、悪い方に転ぶのかよく分からないので、その辺はもう海洋環境の変化に柔軟に対応できるような期間で設けるべきじゃないかなというのが、それが2年がいいのか、3年がいいのかというのはあれなんですけれども、ちょっと5年は長いかなというのが感想としてありました。

ちょっと戻っていただいて、3ですよ、均等割と実績割のところ、一応案として20%：80%とか30%：70%というところで、すみません、すごい初歩的な、これ、1回質問させていただきたいんですけれども、割合が仮に10%：90%になろうが、40%：60%になろうが、その資源管理の有効性というところからは特に問題ないという理解で大丈夫ですかね。

○山川分科会長 鈴木室長、お願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 御質問ありがとうございます。

最後の御質問のところに関しましては、結局は獲るプレーヤーというのは同じでして、それぞれのプレーヤーに対してどういう比率で割当割合を割り付けるかということのルールの変更ですので、トータルの部分は当然守られるという前提ですので、資源管理上、そこに何か影響するということは想定してはおりません。

○津田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

その上で考えると、二つちょっと意見があるなと思ひまして、一つは、やっぱり、混獲のところというのが結構今全国的には問題になっていて、いろんな漁法で獲りたくなくても入っちゃうとか、あとは、目の前で物すごく資源増えてびよんびよんはねているのに、自分が枠ないから、実績がないから獲れない、みたいな話というのは全国からすごく聞くというのがあると、その均等割というのは一定数は残すべきだなというのと、あとは、先日、水産予算が出まして、大臣なんかも繰り返し未来に続くような守りから攻めの予算みたいな話をしている中で、新規就業の応援だとか、あとは意欲ある若者とかが活躍できる、みたいな話をどんどん今されているというところを踏まえると、やっぱり、これまでの実績だけでやってしまうと、そういったところが少なくなってしまうので、よりそ

の未来に向けてとなったときには、やっぱり、どちらかという均等割を増やす方が今の国の施策と合っているんじゃないかなというのが一つと、もう一個の意見としては、これ、添付資料を見ていたんですけども、これの29ページのところの全日協さんの意見・要望のところで、黒ポツの下ですね、割当割合に基づく漁獲量が漁業者間で円滑に融通される仕組みを作るために大臣許可の漁業者同士による話合いの場を設置してほしいというのがあったので、逆にこういうのが今までなかったのかなというのも思ったところがあるので、先ほどの話でその割合がどうなろうとトータルの資源管理の有効性にはあまり影響がないというのであれば、何か当事者同士が話す場面というのがあった方がいいのかなということで、まず整理すると、均等割は増やした方がいいんじゃないかなという意見と、当事者間で話す場というのを作った方がいいんじゃないかなというような意見です。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

漁獲実績がない船舶の取扱いのところの法制度的な点の確認をさせていただきます。

この漁獲実績要らないということは、恐らく……まず第一に、この前の3年間ですね、実績がなかったら、あなたはもうゼロになるかもしれませんよということは事前に知らされてはいるというふうに20ページから私は読んだんですけども、それは大丈夫ですか。いきなり取り上げられますよということではないんですね。

○山川分科会長 鈴木室長、お願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 東村委員、御質問ありがとうございます。

この3年間実績がなかった者というのは、先ほど資料でも御説明しましたとおり、令和5年の審議会のときに委員さんからもそういう御提案があって、この3年間の実績を見て次回検討しましょう、という話にはなっております。

○東村委員 それがあつての話ですのでゼロにしても問題ないかなというのが私の意見です。

ただし、もし、クロマグロを獲りたいような経営状態になったり、何かあつたときには譲り受けることは可能ということは、この譲り受けることが可能な人はこの対象魚種の許可なりを持っていることは前提であつて、例えばですけども、新規就業とかもちろん

許可を取ってやるということになるんでしょうけれども、いきなり何にも関係ない人がぼんと入ってきて獲るということは想定されなくて、あくまでも、今まではこの漁業種類について、だけど獲ってなくて、でも、やっぱり、経営上の理由なりで獲りたくなったら獲れるということは用意されているので、ゼロにして、あなたはクロマグロを一切今後獲ってはいけないというのでなければ、無駄になる漁獲枠を割り当てて、その分ほかの人がもっと獲りたかったのにとというのがなくなるというのは、ゼロ%にしてしまうというのは今後のIQを入れていく上でも無駄に使わない、IQを無駄にしないという考え方を見せる上では私は賛成はいたします。

ただ、戻ってこられないようにはしないであげてほしいというのは一つ言いたいところですね。その漁業種類にいる間は戻ってこられるという枠組みは用意しておいてほしいなという考え方です。

以上です。

○山川分科会長　ゼロ%にするということについて補足的な説明ございますか。

○かつお・まぐろ漁業室長　コメントありがとうございます。

おっしゃるとおり、新規というお話、津田特別委員さんからもお話ありましたけれども、新規の話に関してはいくつかパターンがあると思うんですけれども、東村委員もおっしゃったように、従来から大臣の許可を受けてやってきたんだけど、近海かつお・まぐろはえ縄はやってきたと、だけどクロマグロを獲っていなかったという人というのがまず一つパターンとしてある。

こういう方に関しましては、先ほどもちょっと資料で御説明しましたけれども、IQを令和4年に開始したときに、そのIQ管理下になってから積極的にクロマグロを獲りたいというような人が現れてくる、そういう方について均等割を設けて1航海分のものを配分しようということでそういう設定をしたということでございます。

それは、2回IQの設定をしてきましたので、ある程度そういう形で新たにIQ管理下になったことでクロマグロを獲ろうという方について配慮してきたというところでございます。

もう一つのパターンとしては、近海でまぐろはえ縄の漁業を新たにやろうという、許可を取ってやろうという方でございますけれども、こういう方というのは、実際の場面では既存の漁業者の許可を承継した形で、その承継した許可にクロマグロの漁獲実績が付いてきて、その許可にIQがひも付いている形になっている場合であれば、その実績に基づい

て引き続き I Q に基づいてクロマグロ操業を行うという形になるかと思えます。

そういう場合でないと、全く新しい新規の許可というのは基本的に今回の申請に当たって何か新規に出てくるということは今のところ想定していませんので、承継以外の方法で許可を得て新規参入する者というのはこの近海まぐろはえ縄では想定、見込まれていませんので、そもそもそういうものがあり得ないのではないかというふうに考えていますけれども、いずれにしても既存の近海まぐろはえ縄の漁業者が、今、I Q が足りないと言っている中で、十分に枠がないという中で、非常に不満があるという中で、新しくやろうという方に対して均等割の設定というところ、過去ない方に対して新たに設定というのはなかなか難しいというところがございます。

ただ、東村委員おっしゃったように、欲しいという、使いたいというときに誰かから譲渡を受けると、移転を受けるという場合に、それが受けられるようにするためには、申請のタイミングで、申請してもらえればゼロ%という割当割合が設定されますので、その場合には移転を受けることができますので、そういう措置は可能かと思っています。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

東村委員。

○東村委員 少々確認で皆さんお分かりのことをあえて私がという感じではございますけれども、I Q 制というのは2段階になっていて、もともと漁獲割当ての権利をもらいつつ、その後で実際の漁獲量が決まってくる、その割当て自体は取り上げないけれども、量ですね、何トン獲っていいよ、がゼロになるという、こういう段組み、2段組みの1段階はあるんだけど2段階目の何トンがゼロになるという、そういう考え方でよろしいでしょうか。

私の説明下手ですね、すみません。漁獲割当割合は設定されるけれども、年次漁獲割当量はゼロですよということによろしいですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 3年間漁獲実績のない方の対応ということですよ。そこは、割当割合はゼロ%に設定されるということですので。

○東村委員 ゼロ%でもらう……

○かつお・まぐろ漁業室長 申請すればですね、適法に申請して、適法にそれが認められればゼロ%という設定はされるということです。

○東村委員 だから割当てもゼロトンになる。

○かつお・まぐろ漁業室長 はい、ゼロトンです。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦です。

論点を分けながらということですので、まず論点1の総量管理に戻すべきかというところですが、これはクロマグロが昨年の配分で増えましたときに、I Qを行っているからということで増加配分をしていますよね。そうした観点からもちょっとこれはあり得ない話なのかなと思っています。

それから、2点目について。過去3年間実績がないということであれば致し方ないのかなと思います。しかしながら、先ほど新規参入も結構難しいなどとありましたが、このようにやめていく方たち、クロマグロ漁をやらない方たちもいるのであれば、新たに参入する方たちも可能性としてはある。そういう観点から考えますと、これも水産庁の案でよいのかなと思います。

そして、論点3のところ。配分の考え方なんですけれども、資源管理という努力はクロマグロを獲っている全ての人たち、全ての漁業者が行っている。こういうことを考えますとやはり均等割で、ある程度みんなに分けていくという考え方を持ち込むというのは、みんなで資源管理を行っている以上は、おかしな話ではないのではないかと考えているところ。今、水産庁さんが考えている案であれば大きな変動もないということなので、私としては水産庁案に賛成したいなと思っています。

それから、4点目です。4点目の設定に用いる漁獲実績の期間のところですが、先ほど津田特別委員が言いましたとおり、漁獲実績については3年間でよいのかなと思います。

それから、5点目のところ。割当ての有効期間、これは津田特別委員が言いましたとおり、海洋環境がここまで大きく激変している中で5年間で設定するというのは、やっぱり期間が長すぎるのではないかと思います。海がどんどん変動し、漁獲量も大きく変化していく中で、漁獲期間を3年間の実績で見るのであれば、長くても3年ぐらいで漁獲割当の有効期間で範囲を決めていくことがよいのかなと私は考えているところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、続きまして、日吉特別委員。

○日吉特別委員 4年前にこの全国近海かつお・まぐろ漁業協会がこのI Qを水産庁提案

でのんだわけですね。私の勘違いかもしれませんが、漁業者が、僕ら定置協会からしたら、よくのんだなど、その当時思っておりました。

それは、今回やるにもいろんなことが出ていますけれども、彼たちがI Qという日本にあまりなかった制度を個別に取ったと、それも今から見ると相当少ないトン数で操業されているわけですね。その思いに寄り添った政策をするのが国だと思し、いろんなアンケートも今取られていますけれども、彼たちの漁業現場に合った、要は、それを水産庁はしてほしいと、頑張っって新しい制度を入れた人が不利益を被ったり、いや、俺たちあのときやらなきゃよかったとか、そういう思いがないような資源管理をしてほしいという思いで、私たち定置協会からしたら、偉いなど、その当時思っていました。

多分、けんけんがくがくの議論が現場ではあって、近かつ協の中であったと思うんですね。その思いを、あのときやらなきゃよかったっていうのはないように、是非、国にはしてやっていただきたいなと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 論点3のところですが、均等割にするか、実績割にするか、数字が具体的に20：80、30：70という案が水産庁の方から出ています。40：60というアンケート意見もあるようですけれども、この勘案事項のうちの、I Q管理下において新たなクロマグロを漁獲しようとする者、つまり、新規参入者を考えて均等割を導入したということなのですが、この数年間の間に、これはそれなりに実績があつて役割を果たしてきたのかなと思いますので、これは均等割を下げる要素になると思います。

一方で、3番のところの混獲の問題を考えていくと、これは均等割を上にする要素に働くのかなと思うと、1番と3番というのは実はトレードオフになると思います。

そのようにして考えていくと、現状、30：70でもって行っているわけですから、それを新たに変える根拠というのはあまり大きくないのかなと思いますので、現状の30：70をそのまま維持した方がいい、この勘案事項のことを見るとそのように考えたところ。一つの意見です。参考にされたらいいかなと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、青木委員。

○青木委員 青木です。

論点2で先ほどから皆さんの議論が出ているところなんですけれども、20ページの一番下、9隻は3管理年度通じて一度も実績ないということなんですけれども、この前のページのIQ消化率95%以上、過去3年間続いてきているんですけれども、それを多分、この隻数で、この割当数量でその消化率をクリアするには、活発な割当ての移転ですね、行われたんじゃないかというふうに推測しております。

この9隻に関して、均等割を過去3年間ももらっていたと思うんですけれども、そのもらった均等割をこの9隻はほかの船に移転していたという理解でよろしいのでしょうか。

○山川分科会長 鈴木室長、いかがでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 青木委員、御質問ありがとうございます。

9隻につきましては移転をしている形になっております。

○青木委員 であれば、ほかの船に移転するために割当割合を申請するというのも考えられますので、事務局案のこのゼロ%にするというのは妥当な措置ではないかなというふうに考えます。

あと、論点1に関してはほかの委員と同じで、このままIQすべきだということですね。

論点3に関してはもうちょっと考えたいなと思うんですけれども、30%：70%、木村委員がおっしゃることが確かに妥当だなというふうには考えます。

論点4は、ほかの委員と同じ意見です。

論点5に関しても三浦委員、津田特別委員言っているのがごもっともだと思いますので、2年か3年ぐらいで考えたらいかがかなという意見です。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

東村委員。

○東村委員 何度もすみません。今の青木委員の発言を受けて、ちょっと本当にゼロにしておいてほしいというのを強く思いまして、何かちょっとずるい気持ちを持っていやしいかということがありまして、実績がゼロの船で後に移転をしている船ですね、IQの移転をする。

たまたま獲っていなかったんならいいですけれども、そういうことも起こり得るという

ことを考えると、今後全てのいろんな I Q において、これはゼロでいいんじゃないかと、併せて青木委員に賛成の意を表したいと思います。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

藪田委員。

○藪田委員 藪田でございます。

初めての参加ですので、前提のところからになってしまうところがあるんですが、もし分かったら教えていただきたいんです。

5 ページ目の I Q 設定隻数、令和 4、5、6、7 で、246、239、231、222 と徐々に減っていているんですけども、これは許可隻数そのものが減っているのか、それとも許可隻数の中で新たに申請する人がいなくなっているのか、もし今分からなければまた後で教えていただきたい。

それから、もう一点確認事項として、組合さん、協会さんが 2 団体アンケート頂いていますがけれども、この 222 隻、直近の 222 隻の所属、どちらにどれだけ所属していらっしゃるのかというの、もし分かればまた教えていただきたいです。

○かつお・まぐろ漁業室長 藪田委員、御質問ありがとうございます。

一つ目の質問は、隻数の減少、I Q 設定の隻数につきましては、全体的にはその許可隻数が減っていることによって、全体的な設定数も減っているという形でございます。

もう一つ、この 2 団体の構成でございますけれども、全日協の船が 4 隻、それ以外が近かつ協の船でございます。

○藪田委員 ありがとうございます。

続いて意見、よろしいでしょうか。

許可隻数が減っているということであれば、先ほどの新規参入に関して言えば、なくなっていってしまう許可を何らか承継する形で新規参入というのが担保されているんだろうと思いますので、新規で参入したいという方にそういったところをしっかりと門戸として開ける環境というのを整えていただければなと思います。

論点のところでは言いますと、論点 1、総量管理、T A C、I Q に関しては私もほかの委員さんと同じで、I Q は引き続き継続すべきというふうに考えております。

論点 2 に関しては、漁獲実績がない船舶の取扱い、これもほかの委員さんと同じでゼロ%でよろしいかと思えます。これは、漁獲実績がないというのはいろんな環境が考えられて、船が長期にわたって修繕に入ってしまうとか、獲ろうと思っても獲れるものではな

いというところもあるものですから、様々、本当に漁業現場で言えば様々な理由が考えられますが、一旦渡して、それをまた引き受けることができるというところ、復帰するところ、本当に漁獲の意欲があれば復帰できるというところも担保されていると考えますので、一旦ゼロというのは問題ないのではないかなと思います。

それから、論点3、配分の考え方に関しては、これも各協会さんから様々御意見あると思いますが、あまりころころ変わるといのもなかなか大変になってくる、漁業をする側にとっても大変になってくると思うので、相当強い動機がなければ変更しない方がいいのではないかというふうに考えております。

それから、論点4に関しましては、設定に用いる実績の期間については特段意見ございません。ほかの委員の皆さんと同じで大丈夫です。

論点5に関しては、5年はやはり漁業者の立場としては長いというふうに感じておりますので、もう少し短い期間を設定できればなというふうに現段階では考えております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

渡部委員。

○渡部委員 すみません、私、このかつお・まぐろ漁業についてあまり詳しくないわけなんですけれども、ちょっと単純な疑問ということで、4ページにも記してありますように、漁業の種類はこれですよということでデータを取って、均等割と実績割とで配分していく、しかし、せっかく配分を受けながら毎年15%前後ぐらいが実績がないというような報告があるわけですね。先ほどの議論で、3年間ゼロのままだったらそのまま廃業というか、やめていかざるを得ないような状況になるのかなというようなこと、そういう話もございましたけれども、これは全国的に見て、例えば、どの辺りでどういう、漁業の種類は限られていますけれども、例えば、単純に思うと、やっぱり、北の方が獲りにくくなったりとか、ゼロというのはどういう人なんですかね。どういう、せっかく配分を受けながらゼロというのは、例えば、漁場が悪いのか、船が悪いのか、何が悪いからそうなっていくんですかね。

○山川分科会長 鈴木室長。

○かつお・まぐろ漁業室長 御質問ありがとうございます。

9隻の内訳というか、パターンというか、操業の状況ということですよ。個々の船の

話になってきますので細かくは申し上げられないんですけども、一部の船については廃業を決めているような船で、実際あまり操業していないものもあるのかなと思いますし、あとは、全くクロマグロ獲れないようなところでの操業とか、そういうことで割当てがなくてもできるというような形でやっているとか、そういうパターンがあるかとは思っています。

○渡部委員 私の質問が悪かったんか分からないですけども、これ、いかにIQ設定して資源管理につなげていくかという、そういう目標だと思うんですけども、逆に言うと、国の施策としてずっと獲れない人は、素人ながらに言うと、せっかくやっぱりそれを操業してこられたわけやから、獲れるようにしてあげるのが国の仕事じゃないかなというふうに思ったりするわけなんですね。

ですから、ゼロという報告が来たら、報告が来ただけじゃなくて、こういうところで、極端に言うたら補助金を出してあげるとか、こういうような装備が欠けているからとかというように、いろんな学識経験者の話とかいうもの聞いて、またそういうこと、指導をしてあげると、個々の商売ですからね、そこまで言っていていいものと悪いものがあるかも分かりませんが、その辺の議論にはならないかなという感じがしました。

○山川分科会長 何かございますでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 ありがとうございます。

近海まぐろはえ縄漁業というものの自体にいろんな形態がありまして、一概には言えないんですけども、漁獲量のそもそもの中心がキハダとか、メバチとか、ビンナガとか、サメとか、そういうのが主体になって、近海まぐろはえ縄漁業の漁獲量のうちのクロマグロ自体の割合って非常に少ないんですね、数パーセントになっているので。

そういう中で、クロマグロを獲らないような形もありますので、漁業をしていないという方かどうかというのはまた別問題というか、クロマグロの漁獲がないということですので。ほかの漁業、特にメバチとか、そういうのを獲ってやっていらっしゃる方もいらっしゃるということなので。全体としてのクロマグロの割合自体がそもそも近海はえ縄、まぐろはえ縄の中で少ないということでございます。当然、もし何かお困りのことがあれば、我々としては、このIQがどうかにかかわらず何か経営に問題があるとか、操業上何かあるとあれば、そこは当然引き続き相談に乗っていくことはしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○渡部委員 分かりました。

○山川分科会長 日吉特別委員。

○日吉特別委員 このI Q制度というのは、将来的にはI T Qとか、そういうことも想定しているんでしょうかね、国の方では。ただ質問だけなんで。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 正に今の制度自体が、要は、年次漁獲割当量については、当事者間で合意をすれば移転が可能ですので、これをもって「トランスファーラブル」だと言えば、I T Q的な部分はあるんだろうと思っています。

一方で、漁獲割当割合については、これは船ごと承継するとか、こういった形でないと移転できませんので、その根っこの部分というのは自由に移転可能ということではない。

○日吉特別委員 でしたら、そのI T Qみたいなものはもう実質的に、要は、融通はできるということなんですね。

○資源管理部長 はい、毎年毎年の年次割当量については当事者間で合意が成立すれば、A丸からB丸に移って、今年、私獲らないからこの分移転しますよというのは可能……

○日吉特別委員 でしたら、先ほどから東村委員がおっしゃっている、要は、操業していない船の枠というものがあるわけですね。そういうものが悪意でそういうことになる、融通されるということ、要は、そこには国は、多分、入らないと思うんですけども、お金の融通ですよ、要は、枠を金銭で買うということによろしいんですか。単なる融通ですか。

○資源管理部長 法制度上、お金が介在するかどうかというところは、そうですということにはなっておきません。ただ、実質、そこ、お金なり、お金以外の何か便益というか、利益が、枠、年次漁獲割当量の移転に伴ってやり取りされないというのは、役所としてそもそも把握できませんし、それを止めるという理由も恐らくないと。そういう……

○日吉特別委員 そういう法律もないということですか。

○資源管理部長 枠の移転に伴って金銭なり、金銭以外のもののやり取りをしてはいけませんという規定は漁業法には書かれておりません。だから、我々として、それをどんどんやってくださいと言っているつもりではないんですけども、制度上は、大臣なり知事の認可を受ければ、移転は、年次漁獲割当量については移転はできます。

ただ、その根っこになっている漁獲割当割合については船と一緒に移転するとか、そういうことでないと、漁獲割当割合を、そもそも船は置いたままで人に譲るというのはできない仕組みになっています。

○日吉特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 東村委員。

○東村委員 すみません、ちょっと確認だけです。

年次割当てですね、要は、私は今年100トン持っていますけれども50トンしか獲らなかつたので50トン誰かに譲りたいです、そのときはちゃんと認可を得て誰かに、誰でもいいんですけれども渡す、個人的に誰か、例えば、知り合いでもインターネットのオークションでもいいんですけれども、ということは許されていない、ここははっきりさせていただきたいところなんです。

つまり、ちゃんと国を介在してどこかに譲っているんであって、株式みたいに自由にぴよんぴよん、ぴよんぴよん割り当てているんじゃないという、ここ誤解している人がかなり多いし、こういうことが行われ得るんじゃないかという誤解をしている人が相当数いるので、若しくは、そういうふうにした方がいいと言っている人もまあまあ、相当いるかどうか分かりませんが、ここはもうはっきりさせていただきたいなと思います。

ちゃんと国介在させていますよねということですね。じゃないと、自由に株式みたいにぴよんぴよんやっているというのはかなり誤解を招くんじゃないかというふうに危惧しているところです、私自身は。

○資源管理部長 年次漁獲割当量の移転するに当たっては、国あるいは知事、知事管理の下で今IQ制度を運用している例はないですけれども、その認可というのは必要です。ですので、国なり、都道府県なりのあずかり知らぬところでAさんの年次漁獲割当量がいつの間にかBさんに移っていたということはないということです。

○東村委員 安心しました。ありがとうございます。

○山川分科会長 皆様からいろいろと御意見頂きました。御意見の方向としてはおおよそ収れんしていく方向にあるような印象を私は持ちましたけれども、まだ御意見あるかもしれないですが、次の企画部会の時間もございますので、本件につきましては、次回の分科会……すみません、井田特別委員からウェブで御発言されたいということで手を挙げていらっしゃると思いますので、井田特別委員、よろしく願いいたします。

○井田特別委員 すみません、時間のないところ申し訳ありません。1点だけお願いあります。

IQ制度は国の政策としてずっと進めていかなきゃいけないということは理解していま

すけれども、実際漁業者の現場ではまだまだI Q制度に対して理解が進んでいないと思います。かつお・まぐろに限らず、今、さんまでも何でもほかのものの全部I Q制度に移行していていますけれども、まだまだ理解が進んでいないので、先ほど言っていました期間に関して、5年というのは相当長いと思います。とにかくいろいろ見直し等々も出てくると思いますので、今までどおり2年か3年の期間で進めていただきたいと、これ、私の意見です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうも御意見ありがとうございました。

まだまだ御意見あるかもしれませんが、本件につきましては次回も継続して審議していくということになりますので、また次回、御意見ございましたら賜りたいと思います。

本日の議論を踏まえて次回以降の分科会では資源管理基本方針の変更案を事務局から御提案いただいて、それについてお諮りしていくということになるかと思いますが、今後の進め方について事務局から何かございますでしょうか。よろしいですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長です。

今、おっしゃったように、次回以降の分科会でこちらから最終的な案といいますか、それをお示ししますので、それを御議論いただいた上で答申を頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、以上で協議事項は終了にしたいと思います。

それでは、報告事項に入ります。事務局より報告事項が2件あるということです。

初めに、W C P F C北小委員会等の結果について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○参事官 ありがとうございます。水産庁資源管理部参事官の三輪と申します。

報告事項といたしまして、少し時間はたってしまいましたが、7月に開催されましたW C P F C北小委員会・I A T T C合同作業部会とW C P F C北小委員会の結果概要について御報告させていただきます。

お手持ちの資料5を御覧ください。

本会合は7月に富山において開催され、我が国からは政府代表として福田審議官が出席いたしました。

結果概要でございますが、まずは太平洋クロマグロの新たな管理方式についてです。

2 ページ目を御覧ください。

御案内のとおり、太平洋クロマグロの漁獲上限につきましては、昨年のWCPFCの年次会合で小型魚約1.1倍、大型魚を1.5倍に増枠するという保存管理措置が採択されたところでございます。

この措置自体は来年2026年に見直しが行われる予定となっております、それに向けた議論がこの富山で行われたということでございます。

2 ページ目の上の括弧書きの中にございますとおり、太平洋クロマグロがこれまでの努力の結果、資源量が所定の回復目標を達成したということ踏まえて、新たな管理方式、漁獲制御ルールと呼ばれるものですが、これは、ほかの地域漁業管理機関、例えば、ミナミマグロなどでも採用されている方式ですが、長期的な目標となり資源水準を定めて、その目標に達成するように漁獲枠を自動的に計算するというプログラムのようなものを作っていくという管理手法となっております。

この富山の会合では、資源評価機関であるISCというところから管理目標の候補をいくつか立てていただいて、それを組み合わせることで8通りの計算方式を準備し、それに東部太平洋と西部太平洋の漁獲の重みづけを二通り作ると、合計16パターンの計算方式を作成してどれを選択していくかということで議論が行われたところでございます。

実際の議論の方ですが、日本や台湾や韓国は漁獲上限をある程度増やししながら目標を達成していくというような案を指示していたのに対して、米国及びメキシコの方は、より保守的といいますか、資源をより残り残す形で、かつ、東部の漁獲を重く見るというような案を主張した結果、折り合うことができずに引き続き議論が継続されるということになりました。

次に、2の太平洋クロマグロの監視取締り措置についてでございます。関係国全体での漁獲枠が増えていく中、統一した水準で漁獲枠をきちんと管理していく体制を確保すべきだという観点もありまして、来年の会合で統一的な、養殖も含めて管理措置を検討していくという形になりました。

あと漁獲証明制度については長年議論しているところでございますが、本次会合では制度の骨子案を示して、それに基づき議論が行われましたところ、更に細部を詰めていくということになりました。

3番目の北太平洋ビンナガでございますが、こちらについても太平洋クロマグロと同様にこの漁獲制御ルールの導入に向けた議論が行われたところでございます。

今後のスケジュールとしたしましては、今、正に今週、I A T T Cの年次会合が開催されているところでございます。この中で、今回の当事国であるアメリカやメキシコも来ておりますから、こういった国との解決に向けた糸口を調整していくというようなことをしているとともに、また、12月の年次会合がでございます。W C P F Cの方の年次会合がございまして、ここでまた引き続き協議をしていくという形になろうかと考えております。

説明としては以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたらよろしく申し上げます。

川原特別委員。

○川原特別委員 詳細な御説明ありがとうございました。また、富山での会議では関係国の皆様に、代表団が粘り強く御説明してくださっている様子など拝見しまして、本当に有り難いと思っております。

結果としましては、御説明いただきましたように、出席した国の理解が得られずちょっと残念な結果になってしまっていました。

太平洋クロマグロの管理戦略評価の結果は、作業に非常に膨大な時間が必要だということをお聞きしまして、短期間で出てくるものではないことも理解しましたし、作業に携わられている科学者の皆様、I S Cの方ですとか、そういった方には非常に感謝しております。

今回提示された漁獲制御ルール、先ほど御説明にあったその8種類16パターンは、どちらも、いずれの候補であっても資源の安全性を確保できると理解していますので、来年度には最善の漁獲制御ルールが合意されますよう、御説明にありましたように、地域漁業管理機関の集まる機会ですとか、来年度の北小委員会までの間も含めまして、引き続きメンバー国の皆さんの意見を集約してまとめていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

日吉特別委員。

○日吉特別委員 説明ありがとうございます。2点ほどお聞きしたいことがあります。

まず定置の混獲の放流について、日本としてW C P F Cで頑張っているということを主張していただいたということと、昨年からW C P F Cの方で2キロ未満のクロマグロは徹底的に管理してほしいということが出たと思うんですけれども、特に定置に関係すると思

うんですけれども、今日も私、1.5キロぐらいですかね、ソウダガツオと一緒に釣ったですね。多分、1,000匹ぐらいいたと思うんで、網を下げればあっと逃がしましたけれども、特に2キロというものはやっぱり重要なことでしょうかということ定置漁業者として聞きたいんです。

2点です。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○参事官 日吉特別委員、ありがとうございます。

まず1点目についてでございますが、これは合同委員会の際に日本代表の方から今の特に沿岸漁業の現状ですね、普通に操業していてもどうしてもかかってしまうと、もちろん定置網でも入ってきてしまうというお話と、漁船漁業の方でも避けたくても避けられないというような状況はかなりしつこいというか、かなり丁寧に説明させていただいているつもりでございます、というのが1点でございます。

2点目の方の小型魚の方についても、実はこれも合同作業部会の中で議論になりまして、やっぱり、ゼロ歳魚の保存というのは、日本がコミットメントはしたんですけれども、やっぱり、引き続きそのゼロ歳魚の漁獲を日本が増やして資源が悪くなっちゃうんじゃないかという懸念というのはやっぱり各国にありましたので、そこは交渉の中でその漁獲制御ルール、どれを選んでいくかというときに、日本寄りの制御ルールを支持を集めるためにもそういう小型魚の、2キロぐらいのお魚も含めて、小型魚の管理をしっかり日本としてやっていくんだというのを示しながら交渉させていただけないと、なかなか各国の理解が得られないということもありますので、引き続き皆様には御協力いただきたいなというふうに考えております。

○日吉特別委員 ありがとうございます。全国の定置業者の代表として頑張ってそのゼロ歳魚の放流については努めたいと思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員 ありがとうございます。

今お話が出ていた沿岸漁業に対する対策についてちょっとお伺いしたいんですけれども、今、資源が回復している状況で、今後、その管理方式も定まっていったら、より安定的な資源の状態での漁獲ができるようになると思うんですけれども、そうすると今よりも混獲の問題というのがもっとシビアになってくるのかなと思います。

そうしたときに、例えば、定置網の漁業がクロマグロを選択的に逃がす方法ですとか、そういったものを科学技術の面でサポートしていくような体制というのと一緒に考えられているのかなというのを伺いたいんですけども。

○山川分科会長 これはどなたにお答えいただくのがよろしいでしょうか。

○漁獲監理官 漁獲監理官でございます。

まず一つは、国際会議の場で増枠を引き続き訴えていくということが一番だと思いますけれども、一方で、資源の増加に伴って、やっぱり、全国各地、特に定置網の方々というのがなかなか増枠と資源の増加の傾きというか、資源の増加のペースになかなか増枠が追いついていかれないということが現場の御実感だというのは十分理解しております。

そういった中で、昨年度の予算の中で、一つは放流支援事業の予算措置を増額させていただいているというのが1点あります。もう一つ、いろいろな選択的に逃がす方法ということについては、もう数年前からいろいろなところで技術開発に取り組んでおりまして、全国の定置網の漁業者の方々にも御協力いただきながら、専門会社の方々の御協力等も得ながら、そういった取組も実施してきているというところでございます。

○高橋委員 ありがとうございます。

そういった情報がまた全国の漁業者の皆様に伝わるような場というのと一緒に進めていけるといいのかなというふうに感じました。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、続きまして、国の留保からの配分等について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料6について説明します。準備をよろしく願いいたします。

TACや、またその配分の変更にあたっては、資源管理分科会の意見を聞くこととなっています。そのような中であって、1の(1)から(7)に掲げた資源管理基本方針又は資源管理部長通知に定めたルールに則して行う変更については、各管理年度の開始前に「行政庁の恣意性のない機械的な変更」とすることについて水産政策審議会の意見を聞いた上で同意を得ておき、事後の報告で対応するという運用をしています。

この資料では扱ってございませんが、くろまぐろ(小型魚・大型魚)、また、鯨類についても同様の事後報告ルールが導入されています。

ページをめくっていただけますでしょうか。

ちょっと時間の関係上、簡単な説明になりますけれども、2として、前回の水産政策審議会以降に行った数量変更について報告します。

まいわし太平洋系群、するめいか、ページ移りまして、まあじ、さんま、すけとうだら日本海北部系群について、あらかじめ同意頂いたルールに則して行った数量の変更を記載しています。

以上が配分の変更に係る報告となります。関連して、するめいかについては、近年、漁獲が極めて低調であった小型するめいか釣り漁業や大中型まき網漁業においても、資源管理方針にあらかじめ定められたルールに基づく留保からの追加配分が行われるなど、順調に漁獲が積み上がっている状況となっています。

そのため、留保の残量に十分な余裕があるとは言えない中、9月に入りまして沖合底びき網漁業の操業が始まり、更に大臣許可いか釣り漁業や地方で営まれている漁業がある、そういった状況ですので、引き続き漁獲の状況などを注視しつつ、適時適切な対応を取っていく必要があると、そういうふうにご考えてございます。

具体的には、あらかじめ定められたルールに基づかない留保からの追加配分に伴う数量の変更などについて、急遽諮問させていただく必要が生じることも想定されるところ、委員、特別委員の皆様におかれましては、御理解・御協力のほど、あらかじめよろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 先ほど赤塚室長の方からも御説明頂きましたけれども、するめいかの件でございます。するめいかの件でございますが、前回、最新の資源の調査の結果や漁獲状況だとか、利用可能な水産機構の助言等を踏まえて、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予定値よりも良好な加入が発生していると判断した場合は、先ほどお話ししましたけれども、速やかに漁獲予定値よりも良好な加入ということで適切なことをすると。

私、2月にたしか質問をしたところ、水産庁から水産機構が毎年行っている加入量の調査と、それから、留保枠の消化状況と、現に上げられ、こういう形の中で上がっていましたけれども、このいかにしましては、本当に難しい、資源評価が難しい、1年で死んで

しまう、獲れてみなければ分からないというような、こういう魚種でございしますが、留保の消化状況について言えば、ここで見たとおり、かなり、始まったばかりなのに北海道でも今まで獲れたこともないような、1,000トンぐらい獲れるときとか、いか釣りに関して先ほど御説明したとおりに獲れていますと、沖底も今9月から始まって相当な量が獲れてきているんじゃないかと、この表には出ていませんけれども、まだ留保枠として沖底がいただいけませんけれども、今後積み重なっていくと本当に足りないんじゃないかと、これが大変心配しております。

本来であれば、時間があつたら水産庁の考えを聞きたかったんですけども、今、合意を考えているという御意見を頂きました。強く要望したいのは、やはり、本当に大変心配しております。スルメイカについては漁業者だけじゃなくて、流通加工業者からも強い声が多数寄せられておりますし、水産業の地位、経済の維持にでもかなりにも、必要不可欠な水産資源であると私は思っております。

こういう形の中でいつ獲れるか分からないというか、スルメイカの漁場の形成というのが大変難しく、時期的に、10月に獲れたからといってぱっといなくなったり、またいなくなったら、また獲れるというような形の中で更なる漁場を失ってしまうような、TACがなく漁業ができなくて待っている間に全てが終わってしまうと、こういうようなことだけはないように強く要望したいと思います。

こういう漁場の実情だとかを理解していただいて、水産政策審議会にかけなければ新たなこのTACというのを変更はできないわけで、これが仮に11月であればもう戦争は終わっています。いかに獲れるものが終わっていて、その間に我慢をしなければできないというような、そして、そういうようなことで経済を止めてしまうというようなことだけはないように強く要望させていただきます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。強い御意見を頂いたということでよろしくお願いたします。

釜石特別委員。

○釜石特別委員 時間がない中申し訳ありません。海員組合の釜石です。

今、漁業者の方からもお話ありましたんで、乗組員の立場からもお話しさせていただきたいと思います。

するめいかのこのTACについては、ABC算出の基礎となる将来予測は直近の将来は

近年の低い水準の加入が継続するという仮定で行われているということで今のTACが決められています。

一方で、資源管理方針には、先ほど伊藤委員からもお話あったとおり、予測よりも良好な加入が発生していると判断する場合には速やかに漁獲量の変更に関わる手続を行うというふうに盛り込まれているところでございます。

TACの変更については、本資源管理分科会の諮問事項であるというふうに承知しておりますので、皆様の特段の御配慮をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。重ねて御意見頂いたということでよろしくをお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、その他に移りたいと思います。

その他ということで何かございますでしょうか。

津田特別委員。

○津田特別委員 すみません、時間がない中であれなんですけれども、お願いが一つありまして、今回初めて参加して、結構膨大な資料だということで、これ、届いたのがおとこの夜というところで、正直、昨日の朝見て、そこから予習みたいな話になると、とてもじゃないけれども全部理解できないところが出てきて、やっぱり、こういう重要な場ですので、僕らとしてもきちんとその辺を読み込んだ上参加すべきだなと思ったので、是非、次回は早めに資料を送っていただけると有り難いなというお願いでございました。

○山川分科会長 要望ございましたので。早めにお送りいただいて、その後修正とかが加わっても結構ですので、なるべく早めによりしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

日吉特別委員。

○日吉特別委員 今期初めて始まる、山川分科会長の初めのお言葉でもあったとおり、この審議会はすごく重要な審議会だというお話がありました。以前にも魚谷部長に聞いたことがありますけれども、私が聞きたいのは、法律でMSYに則って資源管理をするということが法律で改正されました。

それ以前と今と何が違うんでしょうかというのをもう一度魚谷部長の方にお聞きしたいです。

○資源管理部長 冒頭の挨拶でも申し上げましたけれども、令和2年12月に施行された新しい漁業法では、目標としてはMSYを目指しますというのがはっきり書かれておりますし、それを目指すときの方法というのは、TAC管理が基本、TAC管理をやる上での基本はIQ管理だということまで書いてあるということが一番大きな違いだと思います。

そういう中で、TAC管理の対象資源を増やしていくというところをやってきておりますし、IQについても大臣許可漁業からということになりますけれども、増やしてきているということでございます。

なかなか成果が現時点で表れているのかと言われると、環境の変化等々というところもあって、当初の、例えば、5年前の予測どおり資源が伸びているとは必ずしも言えないんですが、その環境の変化が原因だから漁獲を管理しないんだということにはならないと思っていますので、この方向性については引き続き運用して進めていくということでございます。

以上です。

○日吉特別委員 現場の漁業者として、すみません、最後、現場の漁業者として、今、次世代の、次の漁業者につなげるターニングポイントだと私は思っていて、毎日沖に行っていると、本当に気象変動もあるでしょうけれども、それだけではないでしょう、要因の一つではあるかもしれない、ほかの要因もあるかもしれません。それについてこの審議会というのは、次の、次世代の日本のこととか、次世代の日本の食料とかを崇高な感じでやる会議だと思っております。是非、今後もよろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうも貴重な御意見ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら次回会合の日程について、事務局から御案内をお願いいたします。

○漁獲監理官 次回の資源管理分科会につきましては、11月上旬頃の開催を予定しております。

なお、先ほどの報告事項におきまして、令和7管理年度のするめいかのTAC管理に関する御意見を頂きましたが、その点も含めまして、それまでに何か緊急に必要なために開催することになりました場合には速やかに御連絡をさせていただきたいと思っております。

その際、日時が決まりましたら事務局の方から委員の皆様にご連絡をさせていただきます。

○山川分科会長 以上で本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。長時間にわたり御審議していただきましてありがとうございました。大変お疲れさまでございました。